

高崎市下水道排水設備指定工事店

指 定 申 請 の 手 引

高 崎 市 下 水 道 局

1 はじめに

下水道法では、下水を公共下水道に流入させるための排水設備は、下水道を使用するものが自己の責任において設置すべきものとされ、これを適正に設置することが義務付けられています。このように排水設備は住民の私的設備と位置付けられていますが、排水設備から排除される下水が公共下水道を使用することとなるため、その設置に関しては下水道法及び同法施行令等において規定が設けられているほか、高崎市でも条例、規程等により一定の基準が定められています。

排水設備の工事は、専門的な技術を伴うことから住民がみずから施行することは困難であり、通常、工事業者に請け負わせて施行させることとなります。このため、排水設備工事について専門的技術を有し、かつ、高崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」といいます。）の監督の下にこれらの基準を熟知し、これを遵守する責任を有する工事業者をあらかじめ指定するのが指定工事店制度です。

この手引書には、高崎市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」といいます。）として、指定を受ける際に必要な事項及び指定を受けた後において注意すべき事項を記載してありますので、よくお読みください。

2 指定の基準 〈下水道条例第7条の3〉〈指定工事店規程第3条第1項〉

高崎市の指定工事店の指定基準は以下のとおりです。

- (1) 群馬県内に営業所がある者であること。（注1）
- (2) (1)の営業所に、下水道排水設備工事責任技術者の資格を有する者が1人以上専属していること。（注2）
- (3) 以下の機械器具を有していること。
 - ① 水平測定器その他の測量用の機械器具
 - ② ビニールカッター、ビニール用面取器その他の管の切断用の機械器具
 - ③ プレートコンパクタその他の整地締固用の機械器具
 - ④ スコップ、コンクリートのみ、プライヤー、スパナその他の工具
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。（注3）
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第7条の7第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者（当該取消の日に取り消しを受けた法人の代表者であった者を含む。）
 - ウ 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として規程で定めるもの
 - エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

（注1）営業所とは、商業登記法による登記をした営業所に限りません。

（注2）下水道排水設備工事責任技術者の資格を有する者とは、群馬県下水道協会（以下「県協会」という。）が行っている下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の試験に合格し、責任技術者として県協会に登録している者のうち、その資格が有効期限内である責任技術者のことです。指定工事店との間に常勤的な雇用契約が専属的に結ばれていることが必要です。したがって、他の工事店や他の営業所の責任技術者を兼務することはできません。

(注3) 指定にあたっての欠格事項を定めており、これに該当する場合は他の基準を満たしていても指定を受けることができません。

3 指定の申請 <下水道条例第7条の2×指定工事店規程第4条>

2の基準を満たし、指定工事店の指定を受けようとするときは、下記申請書類の提出が必要です。

また、申請にあたっては指定工事店申請審査手数料1万円を要します。申請受付時に納入通知書を作成しますので、指定金融機関で納付し、領収済証の写しを提示してください。

【申請時に必要な書類】

- ・ 下水道排水設備指定工事店申請書(様式第1号)
- ・ 誓約書(様式第2号)
- ・ 機械器具に関する調書(様式第3号)
- ・ 下水道排水設備工事専属責任技術者名簿兼届出書(様式第4号)
- ・ 専属する責任技術者の技術者証の写し
- ・ 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類の写し(注4)
- ・ 個人の場合は、住民票の写し(注5)
- ・ 法人の場合は、商業登記事項証明書(注6)、定款の写し
- ・ 営業所及び器具類の倉庫の案内図(注7)
- ・ 営業所及び器具類の倉庫の外観写真、内部写真
- ・ 機械器具調書に記載した機械器具の写真
- ・ 群馬県内の他市町村の下水道排水設備工事店証の写し(注8)
- ・ 上記のほか、管理者が必要とする書類

(注4) 雇用関係を証する書類とは、健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等です。なお、写しを提出する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施して提出してください。また、マスキングが施されていない場合は、厚生労働省の指示に基づき、提出書類に当局でマスキング等の処置を行う場合があります。

~~※2025年12月1日以降、健康保険証は、雇用関係を証する書類として利用できません。~~

(注5) 発行から3か月以内のものとしてください。ただし、高崎市内に住民登録があり、当局が住民情報を確認することに同意いただける場合は、提出を省略できます。

(注6) 発行から3か月以内のものとしてください。ただし、当局が登記情報を照会し、確認することに同意いただける場合は、商業登記事項証明書の提出を省略できます。その場合、申請書の電話番号欄下の余白部分に「13桁の法人番号」を記載してください。

(注7) 商業登記事項証明書の所在地や住民票の住所地以外の場所を営業所とする場合は、建物の登記事項証明書や、建物の賃貸借契約書の写し、公共料金の領収等、所在地を証する書類を添付してください。

(注8) 群馬県内の他市町村で指定工事店となっている場合に提出してください。なお、高崎市以外で指定工事店となっていない場合は、現地調査をいたします。

4 指定工事店の指定及び指定工事店証の交付〈条例第7条の4〉〈指定工事店規程第5条〉

審査の結果指定工事店として適合していると判断したときは、申請者に対し指定工事店証を交付します。指定申請書を受理してから指定工事店証の交付までに要する標準的な期間は30日です。

5 変更等の届出〈下水道条例第7条の6〉〈指定工事店規程第7条〉

(1) 指定工事店は、指定の基準に適しなくなったとき、指定工事店としての事業を廃止または休止したとき、又は休止後に再開したときは、30日以内に下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届（様式第6号）により届け出をしなければなりません。

(2) 指定工事店は、次に掲げる事項があったときは、変更のあった日から30日以内に、下水道排水設備指定工事店申請事項変更届（様式第7号）により届け出をしなければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所を変更したとき。
- ② 代表者又は役員に異動があったとき。
- ③ 営業所の名称又は所在地を変更したとき。
- ④ 専属する責任技術者に異動があったとき。
- ⑤ 電話番号に変更があったとき。

※届出期限内に届け出ることができない場合は、遅延理由書を提出していただきます（様式例は12ページを参照）。

6 指定工事店の責務等〈下水道条例第7条の5〉

指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規程が定めるところに従い、適正に排水設備等の新設等の工事を施行しなければなりません。

また、指定工事店は、責任技術者に次の職務を行なわせなければなりません。

- (1) 工事に関する技術上の管理
- (2) 工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 工事の完了検査の際の立会い

指定工事店は、管理者からの求めがあったときは、当該指定工事店が施行した排水設備等の新設等の工事に関し必要な報告又は資料の提出をしなければなりません。

7 指定工事店に対する処分〈下水道条例第7条の7〉〈指定工事店規程第6条〉

指定工事店が以下のいずれかに該当したときは、指定の停止または取消の処分となります。

- (1) その施行する排水設備等の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (2) 不正な手段により排水設備指定工事店の指定を受けたとき。
- (3) 指定の基準に適合しなくなったとき。
- (4) 指定工事店の責務等に違反したとき。
- (5) 管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

- (6) 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (7) 管理者が規程で定める以下の指定工事店の遵守事項に違反したとき。
 - ① 法令等に従い、誠実に排水設備工事等の工事を施行すること。
 - ② 工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - ③ 工事は、適正な工費で施行しなければならない。
 - ④ 工事契約を締結するときは、工事金額、工事期限その他の必要な事項を明確に示さなければならない。
 - ⑤ 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - ⑥ 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - ⑦ 工事は、管理者の確認を受けたものでなければ、着手してはならない。
 - ⑧ 工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ設計及び施行をしてはならない。
 - ⑨ 災害等緊急時において排水設備等の復旧に関し、管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

8 責任技術者に対する処分〈指定工事店規程第8条〉

責任技術者が次のいずれかに該当するときは、指定工事店に専属の責任技術者として認めないことがあります。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。

9 その他注意事項〈指定工事店規程〉

上記のほか指定工事店が注意すべき事項は以下のとおりです。

- (1) 指定の一時停止を受けた指定工事店は、当該停止の期間中において、全ての排水設備等の工事を行うことはできない。(第9条)
- (2) 指定工事店は、工事の施行前に当該工事の見やすい場所に排水設備工事確認済標(様式8)を掲示しなければならない。(第10条)
- (3) 工事完成後12月以内に生じた故障について、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合を除き、指定工事店の負担で修繕しなければならない。(第11条)
- (4) 管理者から工事又は業務に関し報告を求められ、又は調査を受けるときは、誠実にこれに応じなければならない。(第12条)

記入例

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

私（法人にあっては、代表者及びその役員）は、高崎市下水道条例第7条の3第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

提出する日付を
記入してください

住 所 高崎市△△町1番地1

氏 名 群馬〇〇株式会社
代表取締役 高崎 太郎

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

（宛先）高崎市上下水道事業管理者

高崎市下水道条例（抜粋）

（指定の基準等）

第7条の3 管理者は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条の指定を行うものとする。

（1）から（3）まで 略

（4）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第7条の7第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（当該取消しの日に取消しを受けた法人の代表者であった者を含む。）

ウ 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として規程で定めるもの

エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

2 略

記入例

様式第3号(第4条関係)

機械器具に関する調書

提出する日付を
記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

種別	名称	型式・性能	数量	備考
測量用	水平測定器	〇〇〇〇〇	△	
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	△	
管の切断用	ビニールカッター	〇〇〇〇	△	
	面取器	ビニール管用	△	
	〇〇〇〇	〇〇〇	△	
整地締固用	プレートコンパクタ	〇〇〇〇〇	△	
	〇〇〇	〇〇〇	△	
工具	スコップ	〇〇〇	△	
	のみ	コンクリート対応	△	
	プライヤー	〇〇〇〇	△	
	スパナ	〇〇〇〇	△	
<p>調書に記載したすべての機械器具について、写真を添付してください。 複数の機械器具をまとめて撮影しても結構ですが、内容が確認できるようにしてください。</p>				

(注) 種別の欄には、「測量用の機械器具」、「管の切断用の機械器具」、「整地締固用の機械器具」、「工具」の別を記入してください。

記入例

様式第4号（第4条関係）

下水道排水設備工事専属責任技術者名簿兼届出書

営業所の名称 及び所在地	群馬〇〇株式会社 高崎市△△町1番地1		
ふりがな 氏名	住所	技術者番号	備考
たか さき た ろう 高 崎 太 郎	高崎市〇〇町1番地2	第〇〇〇〇号	
たか さき じ ろう 高 崎 次 郎	前橋市△△町2丁目3-4	第△△△△号	
たか さき さぶ ろう 高 崎 三 郎	高崎市□□町10番地	第□□□□号	
たか さき し ろう 高 崎 四 郎	伊勢崎市××町123番地	第××××号	

上記営業所に専属している下水道排水設備責任技術者について届け出ます。

提出する日付を
記入してください

年 月 日

住 所 高崎市△△町1番地1

氏 名 群馬〇〇株式会社
代表取締役 高崎 太郎

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

(宛先) 高崎市上下水道事業管理者

記入例

下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届

(宛先)高崎市上下水道事業管理者

提出する日付を
記入してください

年 月 日

住 所 高崎市△△町1番地1
氏 名 群馬〇〇株式会社
代表取締役 高崎 太郎

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

該当箇所を○で
囲んでください

排水設備等の新設等の工事を事業を **廃止** したため、高崎市下水道排水設備指定工事
再開

店規程第7条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

- 1 指定番号 第 〇〇〇 号
- 2 営業所の名称 群馬〇〇株式会社
- 3 営業所の所在地 高崎市△△町1番地1
- 4 廃止・休止・再開 の年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 廃止・休止・再開 の理由 〇〇のため

備考

- 1 廃止・休止の場合は、高崎市下水道排水設備指定工事店証を返納してください。
- 2 再開の場合にあって申請事項に変更があるときは、下水道排水設備指定工事店申請事項変更届を提出してください。

記入例

様式第7号(第7条関係)

下水道排水設備指定工事店申請事項変更届

提出する日付を
記入してください

(宛先)高崎市上下水道事業管理者

年 月 日

(注1) 法人で、当局が登記情報を照会することに同意する場合は、13桁の法人番号を記載してください。その場合、商業登記事項証明書の提出を省略できます。

住 所
氏 名
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号
法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○

異 動 事 項	新	旧
1 ふりがな 氏名若しくは 名称又は住所		
添付書類	法人…商業登記事項証明書(注1)、定款の写し、指定工事店証 個人…住民票の写し(注2)、指定工事店証	
異 動 事 項	新	旧
2 ふりがな 代表者又は役員		
添付書類	誓約書、「1 氏名若しくは名称又は住所」欄に掲げる添付書類	
異 動 事 項	新	旧
3 ふりがな 営業所の名称 又は所在地		
添付書類	機械器具に関する調書及び「1 氏名若しくは名称又は住所」欄に掲げる添付書類のうち変更が生じるもの、下水道排水設備工事専属責任技術者届出書、営業所の案内図及び全景写真	
異 動 事 項	新	旧
4 ふりがな 責任技術者		
添付書類	新たに専属したとき…下水道排水設備工事専属責任技術者名簿兼届出書、責任技術者の技術者証の写し、雇用関係を証する書類の写し	
異 動 事 項	新	旧
5 電 話 番 号		
添付書類	なし	

該当する「異動事項」の欄に記入してください。

(注2) 高崎市内に住民登録があり、当局が住民情報を確認することに同意する場合は、住民票の写しの提出を省略できます。

様式第8号(第10条関係)

高 崎 市 下 水 道 局 排 水 設 備 工 事 確 認 済	
確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 番 号	排 水 第 号
工 事 場 所	
指 定 工 事 店 名	TEL()

記入例

任意様式

遅延理由書

(宛先) 高崎市上下水道事業管理者

こちらに届出を遅延した理由を簡潔に記載してください。

提出する日付を
記入してください

年 月 日

住 所 高崎市△△町1番地1
氏 名 群馬〇〇株式会社
代表取締役 高崎 太郎
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

※遅延理由書の様式は任意ですが、日付、電話番号のほか、住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）の記載が必要です。